

契約締結前の書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です。)

この書面をよくお読み下さい。

商号： 株式会社 M&F Asset Architect

(「オプショントレード普及協会」は株式会社 M&F Asset Architect の活動上の通称です。)

住所： 〒136-0076 東京都江東区南砂 2-36-11 9F

電話番号： 03-6458-7844

金融商品取引業者 当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。

登録番号： 関東財務局長（金商） 第 3232 号

○ 投資顧問契約の概要

- ① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

○ 報酬等について

① 投資顧問契約による報酬

投資顧問契約により、国内の株式、債券の価値の分析又はこれらの価値の分析に基づく投資判断に関し、次のサービス区分に従い助言を行い、お客様から、サービス区分に基づいて助言報酬をいただきます。

助言サービス名	報酬額※1	助言の内容
米国株オプション 決算戦略投資助言	1ヶ月：5,500円※2	・個別株及びE T Pの推奨銘柄※3の助言 ・米国株オプション決算戦略※4の助言
米国株オプション 決算戦略アドバンス	1ヶ月：27,500円※2	・個別株及びE T Pの推奨銘柄※3の助言 ・米国株オプション決算戦略※4の助言 ・メンバーサイト ・夜間のマーケットライブ ・月1回のオンライン勉強会

※1 報酬額は、すべて消費税を含みます。

※2 助言契約期間は、月初から月末までの1ヶ月間です。

※3 助言銘柄数は時期により変動します。

※4 決算戦略：決算前後における株価の変動に特徴的な動きをする銘柄を用いて
売買タイミングを助言する。

② 助言の方法について

月1回のレポートにて銘柄を推奨し、当該銘柄を利用した具体的な戦略を提示します。

③ その他の費用

通信回線費、銀行振込をご選択の場合の振込手数料。

○ 有価証券等に係るリスク

投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次のとおりです。

① 株式

株価変動リスク：株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

為替リスク：ドル建て資産においては、購入時と売却時の円換算による損益計算において、為替の変動により損失を被ることがあります。

② オプション

価格変動リスク：オプションのメリットとしてレバレッジ効果がありますが、これは裏を返せばオプションのプレミアムは株式等に比べ価格の変動が大きくなることを意味します。予期せぬ方向へ価格が変動した場合、差し入れた証拠金を大幅に上回る損失が出る可能性があります。単純にオプションのみの売買を行うこと、特にオプションの売建のみを行う取引は、ハイリスクな投資行為であることを改めて認識しておく必要があります。

買い方のリスク：選択した権利行使価格によっては、満期日にオプション価値はゼロになる場合があります。その場合は、支払ったプレミアムは全額失われます。コールオプションにおいては、満期において株価が権利行使価格を上回っていた場合、当該オプションの原資産の株式を購入することになるため、株式購入代金をあらかじめ用意しておく必要があります。用意できない場合は、強制決済される場合があります。強制決済の対象は当該コールオプションに限られません。株式を購入した後は、株価の下落により、コールオプション購入価格を超える損失を被る場合があります。プットオプションにおいては、満期において株価が権利行使価格を下回っていた場合、当該オプションの原資産の保有株式を売却することになりますので、株式を保有する意思がある場合には、満期までに決済する必要があります。当該オプションの原資産株式を保有していない場合は、満期に当該株式のショートポジション（空売り）を持つことになるため、株価の上昇でオプション購入価格を超える大きな損失を被る場合があります。

売り方のリスク：コールオプション（株式オプション）の売り方は、買い方の権利行使を受けると当該権利行使価格で保有株式を売却することになります。株式を保有していない場合は、当該権利行使価格で株式を借りて空売りをするることになりますので、株式の上昇で想定外の大きな損失を被る場合があります。プットオプション（株式オプション）の売

り方は、買い方の権利行使を受けると当該権利行使価格で株式を購入することになります。株価が大きく下落していても当該権利行使価格で株式を取得することになるため、株価の下落で想定外の大きな損失を被る場合があります。

流動性リスク：オプション取引は期日が近づくと取引高が減少する場合があります。また、権利行使価格が原資産価格から乖離している銘柄については、そもそもの取引高が少ない場合があります。そのため、保有しているオプション建玉の反対売買ができない、あるいは想定していた価格とかけ離れた価格で約定する場合があります。また、期日まで十分に時間が残されている場合も原資産の価格によっては、流動性が失われる場合もあります。

規制によるリスク：例えば、大阪取引所の日経平均株価指数を原資産とした日経 225 オプション取引においては、取引所が各種の規制を課す権限を持っております。取引所が課した規制により取引参加者は不利益を被る場合があります。この他にもリスクは存在します。オプション取引をされる場合は、これらのリスクを十分理解のうえ、取引する必要があります。

為替リスク：オプション購入時と売却時の円換算による損益計算において、為替の変動により損失を被ることがあります。

③ 投資信託及び投資証券

価格変動・為替リスク：投資信託や投資証券は、主に国内の有価証券指標、債券、株式および不動産などの財産を実質的な投資対象としますので、有価証券市場や金利変動等による組入債券の価格下落、組入株式および組入不動産の価格下落や、組入債券の発行体、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

○ 契約の解除について

この投資顧問契約はクーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは次のとおりです。

- ① 顧客は、契約締結時交付書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面または電子メールによる意思表示により投資顧問契約の解除を行うことができます（クーリング・オフ）。
- ② クーリング・オフ期間を経過したのちも、助言を受ける前であれば、書面または電子メールによる意思表示により解除を認めます(合意解除)。
- ③ 契約の解除日は、顧客がその書面または電子メールを発した日となります。
- ④ 契約解除による返金は内閣府令で定める金額に従います。

・ 投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：投資顧問契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費等）相当額をいただきます。

・ 投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：助言回数割り計算した報酬額（契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの助言回数÷契約期間中に行うこととなっている総助言回数×契約期間に対応する報酬額。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。）をいただきます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします（報酬をディスカウント価格でお支払いされている場合には、通常報酬額を元に算定致します）。

⑤ 契約解除に伴う損害賠償、違約金はいたしません。

*内閣府令で定める金額

- ・助言を行っていない場合には契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費等）
- ・投資助言料を助言の回数に応じて算定している場合には、助言回数に応じて算定した金額

○ 租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

○ 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ① 契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）
- ② クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面又は電子メールによる
契約の解除の申出があったとき（詳しくは上記契約の解除についての適用を参照下さい。）
- ③ 当社が、投資助言業を廃業したとき

○ 禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
 - ・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
 - 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- ② 当社が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
- ③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

当社の概要

- 1 資本金：500 万円
- 2 役員氏名：代表取締役 守屋史章
- 3 株主： 守屋史章 300 株／60%
株式会社 M&F Holdings 200 株／40%
- 4 分析者・投資判断者：守屋史章、金森雅人、松井徹

5 助言者：守屋史章、金森雅人

6 当社への連絡方法及び苦情等の申出先

以下の電話番号、電子メールアドレスにご連絡下さい。

電話番号：03-6458-7844

メールアドレス：info@mf-aa.co.jp

7 当社が加入している金融商品取引業協会等

当社は、一般社団法人日本投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。また、関東財務局で、当社の登録簿を自由にご覧になれます。

8 当社の苦情処理措置について

(1) 当社は、「苦情処理規程」を定め、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

当社の苦情等の申出先は、上記6の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③ 解決案のご提示・解決

(2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。

この団体は、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

電 話 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からの苦情の申立
- ② 会員業者への苦情の取次ぎ
- ③ お客様と会員業者との話し合いと解決

9 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。

10 当社が行う業務

当社は、投資助言業の他に、教育系セミナー、講演、記事依頼に対するの投稿、金融商品の調査及びその受託並びにコンサルティング業務、ファイナンシャルプランニング業務を行っています。